



丹 篠 会 第 8 号
令和3年 11 月 1 日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
会計課
- 2 監査の種別
定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに丹波篠山市監査基準第4条第2項による監査）
- 3 監査の期間
令和元年8月29日～令和2年1月29日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和2年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和元年度 定期監査
対象部署等	会計課
対象事項	資金運用について
指摘等内容	<p>令和元年9月30日現在の基金積立金の残高は61億9,180万2,141円で、定期預金並びに債券で保管されており、長引く低金利により基金の運用益の増が見込めない状況にある。</p> <p>このことから、今後の支払予定を考慮し必要な資金量を見込み、保有期間に応じて国債、地方債、政府保証債等の元本が保証された債券での運用を検討されたい。</p>
改善措置通知日	令和 3年 11月 1日 改善措置通知
改善措置内容	<p>資金運用の現状について</p> <p>1) 歳計現金・歳計外現金における支払準備金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決済性の普通預金（利息付与なし、ペイオフ対象外）で保管しています。 ・支払準備金に余裕があれば、一部を定期預金（期日：1カ月元金自動継続）で保管しています。 <p>2) 基金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金により資金の必要な時期が異なるため、定期預金を基本とし借入金とのバランスを考慮しつつ管理・運用しています。 ・債券運用については、安全確実で収益性のある国債か地方債またはそれに準ずるものに限られていること、購入単位が最低1億円という条件のため現在の債券で管理しています。 <p>意見に対する措置について</p> <p>支払準備金の運用については、現行のように資金に余裕がある場合については、短期の定期預金で保管することが最善と考えます。債権については、以前のような運用益が望めない現状の中で安全で確実な収益を得られる債権の運用について情報収集を行い検討します。</p>
改善措置公表日	令和 3年1月 1日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。